

# ブルーウェーブ隠岐 規約

- 第 1 条** (名称) ブルーウェーブ隠岐と称する。
- 第 2 条** (所在地) ブルーウェーブ隠岐の所在地は隠岐郡隠岐の島町栄町 1428 隠岐の島町立隠岐の島屋内温水プールとする。
- 第 3 条** (目的) ブルーウェーブ隠岐は会員が施設を利用して、健康の維持、増進ならびに会員の親睦をはかり、相互協力による健康づくりに寄与することを目的とする。
- 第 4 条** (会員) ブルーウェーブ隠岐の会員は、本規約・細則およびブルーウェーブ隠岐が決めた事項に従うものとする。
- 第 5 条** (会員の種類) ブルーウェーブ隠岐の会員の種類およびその要件は次のとおりとする。

会員種別		登録	要件
個人会員	成人会員	記名 1 名	個人が登録する (16 歳以上)
	ジュニア会員	記名 1 名	個人が登録する (幼児～中学生)

- 第 6 条** (会員資格) 会員は次の各号に該当する方とする。
1. 定期検診等を受け、自己の健康管理能力を有する方。
  2. ブルーウェーブ隠岐の会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
  3. 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのない方。刺青、タトゥーがある方はカバーシールや水着などで完全に覆い隠せる方。
  4. ブルーウェーブ隠岐の規約・細則を承認された方。
- 第 7 条** (会員資格の期間) 会員資格の有効期間は入会日から会員資格喪失の時までとする。
- 第 8 条** (入会手続き) ブルーウェーブ隠岐の入会を希望する方は、所定の申込み手続きを行い承認を得た上で、入会金及び月会費を納入するものとする。
- 第 9 条** (入会金及び年会費) 入会金は別に定める金額とし、理由のいかんにかかわらずこれを返還しないものとする。
- 第 10 条** (月会費) 会員は別に定める月会費を前納で支払うものとする。(理由のいかんにかかわらずこれを返還しないものとする。)
- 第 11 条** (利用料) 会員は施設の利用に際して、利用料は無料とする。
- 第 12 条** (譲渡) 会員資格はこれを他に譲渡できないものとする。
- 第 13 条** (名義変更) 会員資格はこれを他に名義変更できないものとする。

**第 14 条** (年会費) 個人会員が一月以上長期にわたり、施設を利用できない事由でブルーウェーブ隠岐が認めた場合は、前月 15 日までに所定の手続きを経て、別に定める年会費を納入することにより、月会費の免除をうけ、会員資格を継続することができる。

**前月 15 日までに手続き下さい。**

**第 15 条** (会員資格の一時停止・除名) 会員が次の項の一つに該当した場合、その会員の会員資格を一時停止または除名することができるものとする。

1. ブルーウェーブ隠岐の名誉・信用を損傷し、また秩序を乱した場合。
2. 本規則・細則および、ブルーウェーブ隠岐が定めた事項に違反した場合。
3. 施設・設備等を故意に損壊した場合。
4. 第 6 条の会員資格が欠けた場合。
5. 月会費を滞納し、ブルーウェーブ隠岐からの期限を定めた催告にも応じない場合。

**第 16 条** (退会) 個人会員が退会する場合は所定の手続きを経て、月会費その他未納金のある場合にはこれを完納し、退会するものとする。

**当月 15 日までに手続き下さい。**

**第 17 条** (会員資格の喪失) 次の場合は、会員はその資格を喪失する。

1. 死亡
2. 法人の解散 (法人会員の場合のみ)
3. 退会
4. 除名
5. 第 6 条の会員の資格の喪失

**第 18 条** (会員証)

1. ブルーウェーブ隠岐は個人会員に会員証を交付するものとする。
2. 個人会員が施設を利用する場合、会員証を提示するものとする。
3. 個人会員は会員証を紛失した場合、所定の手続きをおこない再発行を申請するものとする。
4. 会員証は他人に貸与できないものとし、個人会員がその資格を喪失した場合には、すみやかにこれを返還しなければならない。

**第 19 条** (変更事項の届け出) 会員は住所・連絡先及び、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに届け出るものとする。

**第 20 条** (義務) 会員はブルーウェーブ隠岐の諸規則を遵守し、品位ならびにマナーの向上をはかり、目的達成のため、相互理解、相互協力につとめること。

**第 21 条** (ビジターの利用)

1. ビジターの利用資格は、第 6 条に準ずるものとする。
2. ビジターはブルーウェーブ隠岐の規約及び諸規則を遵守し、品位ならびにマナーの向上をはかり、目的達成のため、相互理解、相互協力につとめること。
3. ブルーウェーブ隠岐は必要に応じてビジターの入場を中止することができるものとする。

4. ビジターは施設利用に際し、別に定めるビジター料を利用の都度支払うものとする。
5. 小・中学生は施設利用に際し、プールのみとし、又幼児は大人同伴とする。
6. スタジオの施設利用に際し、4 名以上で 16 歳以上とする。

**第 22 条** (休業日)

1. ブルーウェーブ隠岐は施設・設備の点検・補修のため、下記の通り休業するものとする。
2. 定休日 毎週 火曜日  
年末休館日 12 月 29・30・31 日 (3 日間)  
年始休館日 1 月 1・2・3 日 (3 日間)
3. ブルーウェーブ隠岐は必要に応じて、臨時休館日を設けることができる。

**第 23 条** (施設の利用)

1. 会員およびビジターは、ブルーウェーブ隠岐の利用に際し、別に定める規則、掲示物によるルール・マナー等を守りこれに従うものとする。
2. ブルーウェーブ隠岐は必要に応じて、施設の一部利用を中止することができる。

**第 24 条** (施設の閉鎖、変更) ブルーウェーブ隠岐は次の場合、施設の全部または一部を閉鎖し、また変更することがある。

1. 天災、法令の制定改廃、行政指導、著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事由が生じた場合。
2. 施設の改造、または補修の場合。
3. 経営上重大な問題がある場合。

**第 25 条** (免責事項) 会員もしくはビジターにおいて、施設利用に際して生じた人的・物的事故については、ブルーウェーブ隠岐は一切損害賠償の責を負わないものとし、会員もしくはビジターはこれについて一切の異議を申し出ることとはできないものとする。

**第 26 条** (会員の損害賠償責任) 会員もしくはビジターにおいて、施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により、ブルーウェーブ隠岐または第三者に損害を与えた場合は、すみやかにその賠償の責に任ずるものとする。

**第 27 条** (附則) 年会費・月会費・利用料については、経済情勢の変動により変更する場合がある。

**第 28 条** (細則等) 本規約に定めない事項ならびに業務遂行上必要な事項は、細則・その他の規則によるほか必要に応じて、ブルーウェーブ隠岐においてこれを定めることができる。

**第 29 条** (改正) 本規則の改正は、ブルーウェーブ隠岐が必要に応じてこれをおこなうことができるものとし、その効力はすべての会員、ビジターに及ぶものとする。